

基本診療料に関する事項

【基本診療料】

●入院基本料 許可病床 1 3 9 床

◎地域包括医療病棟入院料 1 1 病棟（5 7 床）

患者 1 0 人に対して、看護職員（看護師及び准看護師）の配置を常時 1 名以上とし、そのうち 7 割以上が看護師です。

◎療養病棟入院基本料

療養病棟入院料 1 1 病棟（3 7 床）

※在宅復帰機能強化加算：有

患者 2 0 人に対して、看護職員（看護師及び准看護師）の配置を常時 1 名以上とし、そのうち 2 割以上が看護師です。

◎地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1

地域包括ケア病棟入院料 1 1 病棟（4 5 床）

※看護職員配置加算、看護補助者配置加算：有

患者 1 3 人に対して、看護職員（看護師及び准看護師）の配置を常時 1 名以上とし、そのうち 7 割以上が看護師です。

●機能強化加算

●電子的診療情報連携体制整備加算 3

●救急医療管理加算

●診療録管理体制加算 2

●医師事務作業補助体制加算 1（2 0 対 1）

●療養病棟療養環境加算 1

●栄養サポートチーム加算

●医療安全対策加算 1（医療安全対策地域連携加算 1）

●感染対策向上加算 1（指導強化加算・抗菌薬適正使用体制加算・微生物学的検査体制加算）

●患者サポート体制充実加算

●病棟薬剤業務実施加算 2

●データ提出加算

●入退院支援加算 1（入院時支援加算）

●認知症ケア加算 3

●入院時食事療養（Ⅰ）／生活療養（Ⅰ）

2026 年 10 月 1 日
井原市立井原市民病院